

セラミックパークMINO^{みの}に係る指定管理者の指定について

商工労働部地域産業課

1 趣旨

「セラミックパークMINO」の現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施設名 セラミックパークMINO
- ・所在地 多治見市東町4丁目2番地の5
- ・設置目的 地域における陶磁器にかかる産業と文化の融合を目的とし、岐阜県現代陶芸美術館と連携して陶磁器産業の育成を図り、もって岐阜県の産業の発展及び観光の振興に資すること。

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 公益財団法人セラミックパーク美濃（多治見市東町4丁目2番地の5）
- ・指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年）

[現在の指定管理者]

- ・団体名 公益財団法人セラミックパーク美濃
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年）

4 特定者指名とする理由

公益財団法人セラミックパーク美濃は、本施設の設置にあたり、県と地元3市（多治見市、瑞浪市、土岐市）が共同負担・共同運営するための固有のスキームとして設立されたものであり、地元3市も、引き続き、現行の運営スキームを維持すべきとの見解で一致しているため、本施設の指定管理者とする。

【参考】選定の経緯

令和7年6月19日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことが認められた。